

《重要なお知らせ》



令和2（2020）年11月

お住まいの皆様へ

上作延地区住居表示検討委員会
委員長 浅田 幾美

上作延地区住居表示検討委員会の設立について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、住所をわかりやすく表すことを目的とした住居表示の実施を検討するため、令和2（2020）年10月23日に「上作延地区住居表示検討委員会」を設立しました。

当検討委員会におきましては、住民の皆様から御意見をいただきながら、令和4年度以降の住居表示実施を目指して関係機関と協議してまいります。

また、当検討委員会で検討した内容につきましては、改めてお知らせしますので、今後の活動にご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

住居表示が実施されると？

- ・従来の〇〇〇番地という住所が、（例）〇丁目〇番〇号という表し方に変わります。
- ・官公庁が管理している住民票や不動産の表題部（所在地）等の他、東京電力や東京ガス、水道などの公共サービスについては、個別に住所変更の手続きをする必要はありませんが、運転免許証や不動産登記物件の所有者住所、金融機関や生命保険会社等に登録している住所については、順次、住所変更の手続きが必要となります。ただし、郵便物等が住居表示前の住所で送られた場合も、住居表示実施後、数年程度は問題なく配達されます。
- ・事業者の皆様においては、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更等の手続きが必要となります（住居表示実施を理由とする変更登記の場合、登録免許税はかかりません）。

<問合せ先>

事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
電話 044（200）2736

上作延地区住居表示検討委員会委員

令和2年10月現在

	氏名	役職	所属
1	浅田 幾美	委員長	上作延町会
2	斉藤 安男	委員	
3	水科 宗一郎	副委員長	
4	三田 敏幸	委員	
5	金子 貞視	委員	
6	吉村 直	委員	上作延公社住宅自治会
7	大滝 登一	副委員長	上作延団地自治会
8	志田 袈裟義	委員	上作延第2住宅自治会
9	桑田 仁	委員	
10	植木 明	委員	不動ヶ丘共同住宅自治会
11	郷 澄子	委員	
12	沼田 傑	委員	不動ヶ丘第2団地自治会
13	大塚 明宏	委員	
14	加々見 元弘	委員	上作延第1自治会
15	今野 昭二	委員	

順不同・敬称略